

蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例（平成 6 年蕨市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表蕨市多機能型事業所スマイル松原の項定員の欄中「8 0 人」を「6 0 人」に改める。

第 3 条の 2 中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定する就労選択支援に関すること。

第 4 条第 1 号中「及びその介護者（地域活動支援センター事業にあつては、障害者総合支援法第 7 7 条の規定に基づき実施し、支援の提供が必要であると市長が認める者）」を「（地域活動支援センター事業の利用にあつては、市長が支援の提供が必要であると認める者に限る。）及びその介護者」に改める。

第 1 2 条の 4 中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 1 2 条の 5 第 1 項中「前条第 1 号から第 3 号まで」を「前条第 1 号及び第 2 号」に改め、同条第 2 項中「前条第 4 号」を「前条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄